

【物品】変更申請に必要な書類（紙申請における変更）

令和7年1月1日 現在

○書類の提出が必要 ●契約を委任している場合に提出が必要

No.	変更事項	変更届出	添付書類		
			登記事項証明書(写し可)	委任状	その他
本社					
1	商号・名称	○	○	●	
2	所在地	○	○	—	
3	代表者役職・氏名	○	○	—	
4	使用印鑑	○	—	●	使用印鑑変更のみの場合は、変更届
5	電話番号、FAX番号	○	—	—	
委任先					
6	所在地	○	—	—	
7	受任者役職・氏名	○	—	—	
8	使用印鑑	○	—	○	使用印鑑変更のみの場合は、変更届
9	電話番号、FAX番号	○	—	—	
10	委任先の変更・新規	○	—	○	
11	委任先の廃止	○	—	—	
12	役員の新規就任	○	○		役員等名簿
13	組織変更 (有)→(株)、個人→法人	○	○	●	
14	自己都合による取り下げ	○	—	—	
15	廃業	○	○	—	
16	営業品目の削除	○	—	—	
合併					
	存続会社が合併以前も登録業者				
17	消滅会社が 合併以前は登録業者	○	○	●	登録内容を継承する場合 合併契約書(営業譲渡契約書)等 消滅会社は廃業届出(No.15)
18	消滅会社が 合併以前は未登録業者	—	—	—	(届出は不要)
	存続会社が合併以前は未登録業者				
19	消滅会社が 合併以前は登録業者	○	○	●	登録内容を継承する場合 合併契約書(営業譲渡契約書) 市税同意書 消費税納税証明 社会保険の未納がない証明 決算書等
20	消滅会社が 合併以前は未登録業者	—	—	—	

「(商業)登記事項証明書」は現在事項全部証明書を添付してください。ただし、履歴事項全部証明書でも可とします。

上表に該当しない場合や御不明な点がございましたら、松江市契約検査課まで御問合せ下さい。